

国土交通省独立行政法人評価委員会の業績勘案率（案）について

1 審議対象案件の内容

- ・ 対象者：住宅金融支援機構 理事（2） （計2名）
- ・ 業績勘案率（案）：0.9

2 業績勘案率の決定方法

- ・ 業績勘案率の決定方法は、「国土交通省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」（平成17年3月23日国土交通省独立行政法人評価委員会決定。以下「国交省評価委決定」という。）に基づくものであり、同国交省評価委決定は、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」（平成16年7月23日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定。以下「当分科会決定」という。）に沿っている。（別紙2及び下表）
- ・ 具体的には、国交省評価委決定では、「法人の実績に係る業績勘案率」と「個人的な業績」の合計値を求め、更に在職期間中の目的積立金の状況も勘案した上で、最終的な業績勘案率として決定する方式をとっている。
- ・ 上記1法人2人の退職役員に係る業績勘案率（案）についても、国土交通省独立行政法人評価委員会の関係分科会において、この方式により検討・審議し、業績勘案率（案）を最終決定している。（別紙1）

3 政策評価・独立行政法人評価委員会の意見案

当該業績勘案率（案）は、以下の理由により妥当なものと認められることから「意見なし」と致したい。

- ①当分科会決定に沿った方法により決定されていること
- ②成果が不十分とされている証券化支援業務については、一層の経費削減に取り組む必要があること

（補足説明）別紙2の「国交省評価委決定」の主な内容は、次のとおり。

当分科会決定（抄）	「国交省評価委決定」における決定方法
2-① 退職役員の在職期間に係る法人等の業績が、当該法人の過去の通常の業績とは明確に差があること及びその差を、客観的、具体的かつ明確に説明できるものとなっていること。	退職役員の在職期間に係る法人の実績に応じ、法人の実績に係る業績勘案率を0.0から2.0の間で算定し、1.0を超える場合は、在職期間に係る法人の業績が、当該法人の過去の通常の業績とは明確に差があること及びその差を、客観的、具体的かつ明確に説明。 （国交省評価委決定3-（1））
2-⑤ 退職役員の個人的な業績を考慮する場合、 ・考慮の程度が付随的なものとなっており、法人等の業績に比べて重視しすぎないこと。 ・過去の役員の通常の業績とは差があったことを客観的・具体的根拠によって認定していること。 ・役員任期中における、法人役員としての固有の業務に関する個人的な業績であること。	個人的な業績は、法人の業績と比較して付随的なものであることを考慮し、増減の幅は0.2を目安。 増減の幅を設ける場合は、過去の役員に通常の業績とは差があったことを客観的・具体的根拠によって説明。特に、その差は、役員任期中における法人役員としての固有の業務に関する個人的な業績であること。 （国交省評価委決定3-（2））
2-⑧ 理事長、理事、監事等の個々の職責に応じた形で算定されていること。	法人の業績に基づき算定した業績勘案率に、退職役員の個人的な業績に基づき0.2を目安に増減させて決定。この場合、理事長、理事、監事等の個々の職責に応じた形で算定。

	(国交省評価委決定3-(3)前段)
2-⑦ 退職役員の在職期間における目的積立金の額に照らして適切な水準であること。	1.5を超える業績勘案率を決定する場合は、当該退職役員の在職期間中のいずれかの年度で、目的積立金を積み立てていることが条件。 (国交省評価委決定3-(3)後段)

(別紙1)

国土交通省独立行政法人評価委員会から通知された業績勘案率(案)の算定内容

法人名	役職	業績勘案率適用期間 (在任期間)	算定内容		業績勘案率(案) (①+②)
			法人業績勘案率 ①	個人業績 ②	
住宅金融支援機構	理事	H19.4.1~H19.7.16 (H14.8.1~H19.7.16)	0.9	0.0	0.9
	理事	H19.4.1~H20.3.31 (H16.4.1~H20.3.31)	0.9	0.0	0.9

(別紙2)

国土交通省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について

平成17年3月23日決定
国土交通省独立行政法人評価委員会

国土交通省独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について（平成15年12月19日閣議決定）」（以下「閣議決定」という。）に基づいて評価委員会が決定することとされた業績勘案率について、取扱方針を以下のとおり決定する。

今後は、この取扱方針に基づき、客観的かつ中立公正に役員退職金に係る業績勘案率を決定することとする。

なお、平成16年2月23日付け評価委員会決定「国土交通省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」は、廃止する。

1. 基本的考え方

役員退職金に係る業績勘案率は、国家公務員並みとするという基本的考え方を踏まえ、1.0を基本として評価委員会が決定する。

2. 決定の手続き

(1) 評価委員会における決定

法人は、退職役員の業績勘案率の決定に当たり、当該退職役員の業績勘案率及びその算定の考え方を記した書類を、当該法人の評価を行う分科会に提出する。分科会は、速やかに審査を行い、業績勘案率を決定する。

(2) 総務省政策評価・独立行政法人評価委員会への通知

評価委員会は、閣議決定に基づき、個々の役員の業績勘案率の決定に当たり、あらかじめ評価委員会が検討した業績勘案率を総務省政策評価・独立行政法人評価委員会へ通知する。

(3) 業績勘案率の決定

評価委員会は、業績勘案率を決定した時は、当該退職役員が所属していた法人に対しこれを通知するとともに、業績勘案率が1.5を超え、または、0.5を下回る場合には、閣議決定に基づき国土交通大臣にこれを通知する。

3. 業績勘案率の決定方法

法人の業績と退職役員の個人的な業績を踏まえて、以下により決定する。

(1) 法人の業績について

退職役員の在職期間に係る法人の実績に応じて、法人の実績に係る業績勘案率を0.0～2.0の間で算出する。特に、1.0を超える業績勘案率を算出する場合には、退職役員の在職期間に係る法人の業績が、当該法人の過去の通常の業績とは明確に差があること及びその差を、客観的、具体的かつ明確に説明できなければならない。

(2) 退職役員の個人的な業績について

退職役員の個人の実績に応じて、増減の幅を算出する。個人的な業績は、法人の業績と比較して付随的なものであることを考慮し、増減の幅は0.2を目安とする。

増減の幅を設ける場合には、過去の役員の通常の業績とは差があったことを客観的・具体的根拠によって説明できなければならない。特に、その差は、役員任期中における法人役員としての固有の業務に関する個人的な業績でなければならない。

(3) 総合的な決定

退職役員の業績勘案率は、法人の業績に基づき算定した業績勘案率に、退職役員の個人的な業績に基づき0.2を目安に増減させて決定する。

この場合、理事長、理事、監事等の個々の職責に応じた形で算定する。

1.5を超える業績勘案率を決定をする場合は、当該退職役員の在職期間中のいずれかの年度で、目的積立金（独立行政法人通則法第44条第3項により剰余金の使途に充てうる積立金）を積み立てていることを条件とする。

(案)

政 委 第 号
平成 20 年 11 月 26 日

国土交通省独立行政法人評価委員会

委員 長 木 村 孟 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 大 橋 洋 治

「国土交通省所管独立行政法人の役員の退職金に係る
業績勘案率（案）について」について（意見）

「国土交通省所管独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率（案）
について」（平成 20 年 10 月 21 日付け）をもって貴委員会から通知のあり
ました業績勘案率（案）（独立行政法人住宅金融支援機構の理事 2 人）につ
いては、以下の理由から、特に意見はありません。

- 1 「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」（平成 16 年 7 月 23 日政
策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）に沿っ
ていること。
- 2 成果が不十分とされている証券化支援業務については、一層の経費削
減に取り組む必要があること。